

報道関係者 各位

令和元年 11 月 21 日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室 長 須 田 健 二

賃金指導官 佐々木 重徳

(電話) 018 (883) 4266 (内線 330)

秋田県の特定最低賃金が変わります

～ 4 業種全てで令和元年 12 月 25 日から効力発生 ～

概 要

1 改定内容（詳細は別添リーフレット参照）

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金

時 間 額 891 円（現行 871 円、引上額 20 円）

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金

時 間 額 833 円（現行 808 円、引上額 25 円）

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金

時 間 額 873 円（現行 845 円、引上額 28 円）

秋田県自動車（新車）自動車部分品・附属品小売業最低賃金

時 間 額 861 円（現行 838 円、引上額 23 円）

2 審議経過等

- (1) 上記 1 の特定最低賃金について、令和元年 7 月 31 日までに関係労働者団体から改定に係る申出が行われました。秋田労働局長（甲斐三照）は、8 月 5 日に金額改定の必要性の有無について秋田地方最低賃金審議会（赤坂薫会長）へ諮問したところ、同審議会は、8 月 23 日に「金額改定の必要性あり」との答申を行いました。
- (2) 上記 2 (1) の答申を受け秋田労働局長は、令和元年 8 月 23 日に秋田地方最低賃金審議会へ各特定最低賃金の金額改定について諮問しました。同審議会は、4 つの専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、上記 1 ～ のとおり改定することが適当であるとの答申を行いました。秋田労働局長は、異議申出にかかる公示を行ったところ異議申出期間までに申出がなかったことから、本日（11 月 21 日）官報公示を行いました。これにより、改定後の特定最低賃金は、令和元年 12 月 25 日から効力が発生することとなります。

3 その他

特定最低賃金額の推移については別紙「秋田県最低賃金額の推移」を参照下さい。

もう、チェックした？



チェックマン！
最低賃金制度の
マスコット！！

秋田県の最低賃金

秋田県最低賃金 (すべての産業に適用されます)	最低賃金額	効力発生日
	時間額 790 円	令和元年 10 月 3 日

特定最低賃金 (25 年 10 月改定日本標準産業分類)	最低賃金額 (発効予定)	適用する使用者	適用除外労働者 〔この欄に掲げる労働者は、上記の秋田県最低賃金が適用になります〕
非鉄金属製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	891 円 元.12.25	次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 左端欄の産業 (2) 左端欄の各産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 (3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左端欄の各産業に分類されるものに限る。)	(1) 各産業共通 ・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 (2) 電子部品・デバイス等製造業のみ ・電気部品の組立又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業 (光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ、電気音響機械器具製造業を除く)	833 円 元.12.25		
自動車・同附属品製造業	873 円 元.12.25		
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	861 円 元.12.25		



最低賃金未満の労働契約は無効です。

なお、次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (3) 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

詳しくは、秋田労働局賃金室又は労働基準監督署に問い合わせてください。



秋田労働基準監督署 (TEL018-865-3671)	能代労働基準監督署 (TEL0185-52-6151)
大館労働基準監督署 (TEL0186-42-4033)	横手労働基準監督署 (TEL0182-32-3111)
大曲労働基準監督署 (TEL0187-63-5151)	本荘労働基準監督署 (TEL0184-22-4124)

秋田労働局労働基準部賃金室 TEL . 018-883-4266

秋田労働局ホームページ URL <http://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/>

☑チェックしなくちゃ。最低賃金！ 使用者も、労働者も。



最低賃金制度とは？

働くすべての人に、賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業に適用される「特定最低賃金」があります。最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めており、使用者（事業主）は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。



適用される対象者は？

働くすべての人に、適用されます。

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されますので、派遣元の使用者と派遣される労働者は、派遣先の事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

最低賃金額以上に
なっているのか

☑チェック方法は？



性格：いつでもどこでも、
最低賃金制度についてチェック。
確認したらみんなにお知らせ
したくなる気くばりやさん。

支払われる賃金 と最低賃金額を、以下の方法により比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 ÷ 1 日平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(3) 月給の場合

月給 ÷ 1 か月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(4) 左記(1)、(2)、(3)の組み合わせの場合

例えば、基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合には、それぞれ上記(1)、(3)の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当および家族手当

秋 田 県 最 低 賃 金 額 の 推 移

産業 年度	秋田県最低賃金 (地域最賃)			秋田県非鉄金属製錬・精 製業最低賃金			秋田県電子部品・デバイス・ 電子回路、電池、電子応用装 置、その他の電気機械器具、 映像・音響機械器具、電子計 算機・同附属装置製造業最低 賃金			秋田県自動車・同附属品 製造業最低賃金			秋田県自動車(新車)、自 動車部分品・附属品小売 業最低賃金		
	発効月日	日 額 時 間 額	引上げ額	発効月日	日 額 時 間 額	引上げ額	発効月日	日 額 時 間 額	引上げ額	発効月日	日 額 時 間 額	引上げ額	発効月日	日 額 時 間 額	引上げ額
令和元年	10月3日	790円	28円	12月25日	891円	20円	12月25日	833円	25円	12月25日	873円	28円	12月25日	861円	23円
30年	10月1日	762円	24円	12月24日	871円	20円	12月24日	808円	22円	12月24日	845円	23円	12月24日	838円	24円
29年	10月1日	738円	22円	12月24日	851円	17円	12月24日	786円	20円	12月24日	822円	17円	12月24日	814円	20円
28年	10月6日	716円	21円	12月25日	834円	16円	12月25日	766円	15円	12月25日	805円	15円	12月25日	794円	13円
27年	10月7日	695円	16円	12月24日	818円	14円	12月24日	751円	13円	12月24日	790円	14円	12月24日	781円	16円
26年	10月5日	679円	14円	12月27日	804円	14円	12月27日	738円	13円	12月27日	776円	13円	12月27日	765円	15円
25年	10月26日	665円	11円	12月28日	790円	11円	12月28日	725円	10円	12月28日	763円	12円	12月28日	750円	12円
24年	10月13日	654円	7円	12月30日	779円	8円	12月30日	715円	6円	12月30日	751円	7円	12月30日	738円	10円
23年	10月30日	647円	2円	12月30日	771円	9円	2月5日	709円	4円	2月5日	744円	4円	12月30日	728円	3円
22年	11月3日	645円	13円	12月26日	762円	17円	12月26日	705円	5円	12月30日	740円	8円	12月26日	725円	8円
21年	10月1日	632円	3円	12月26日	745円	5円	12月26日	700円	2円	12月26日	732円	3円	12月26日	717円	3円
20年	11月2日	629円	11円	12月26日	740円	9円	12月26日	698円	9円	12月27日	729円	9円	12月26日	714円	9円
19年	10月28日	618円	8円	12月9日	731円	10円	12月22日	689円	9円	12月26日	720円	10円	12月19日	705円	8円
18年	10月1日	610円	2円	12月15日	721円	4円	12月21日	680円	3円	12月16日	710円	4円	12月17日	697円	3円
17年	9月30日	608円	2円	12月31日	717円	4円	12月21日	677円	3円	12月17日	706円	3円	12月25日	694円	3円
16年	9月30日	606円	1円	12月18日	713円	2円	12月24日	674円	2円	12月30日	703円	2円	12月22日	691円	1円
15年	据置	605円	0円	12月19日	711円	46円	12月20日	672円	1円	12月21日	701円	1円	12月25日	690円	1円
14年	9月30日	605円	1円	11月29日	665円	0円	12月25日	671円	1円	12月20日	700円	1円	12月21日	689円	1円
13年	9月30日	4,829円 604円	34円 4円				12月28日	5,351円 670円	33円 4円	12月21日	5,592円 699円	36円 4円	12月22日	5,497円 688円	37円 5円
12年	9月30日	4,795円 600円	38円 5円				12月31日	5,318円 666円	45円 6円	12月27日	5,556円 695円	44円 6円	12月24日	5,460円 683円	46円 6円
11年	10月1日	4,757円 595円	44円 5円	非鉄は、 平成9年から13年まで改 正の申出なし。			12月25日	5,273円 660円	48円 6円	12月17日	5,512円 689円	50円 6円	12月24日	5,414円 677円	50円 6円
10年	10月1日	4,713円 590円	84円 11円				12月30日	5,225円 654円	96円 12円	12月25日	5,462円 683円	100円 12円	12月30日	5,364円 671円	97円 12円
9年	10月2日	4,629円 579円	103円 13円				12月31日	5,129円 642円	122円 16円	12月28日	5,362円 671円	122円 16円	12月26日	5,267円 659円	121円 14円
8年	10月4日	4,526円 566円	96円 12円	12月26日	5,313円 665円	120円 15円	12月29日	5,007円 626円	115円 11円	12月25日	5,240円 655円	120円 15円	12月25日	5,146円 645円	114円 15円
7年	10月4日	4,430円 554円	102円 12円	12月14日	5,193円 650円	120円 14円	12月30日	4,892円 615円	113円 15円	12月15日	5,120円 640円	118円 14円	12月20日	5,032円 630円	116円 14円

* 非鉄は平成9年度から13年度まで適用労働者数減少のため改正の申出なし。

* 平成14年度より最低賃金の日額廃止。(時間額のみ)